平成２７年（フ）第１０９４３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区西谷町1127―24ハイム苅部201、住民票上の住所神奈川県横浜市南区南太田１丁目32―21―603
破産者　佐藤　真紀
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１７号
東京都武蔵野市八幡町３丁目８番11号アーバン武蔵野101
破産者　浅岡　邦紀
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５７０号
横浜市南区新川町５丁目27番地
破産者　株式会社ライフ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
岐阜県恵那市長島町正家字後田1117番地の１
破産者　有限会社Ｊ―ステップ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
大阪府富田林市藤沢台１丁目３番304―402号
破産者　アイファクター株式会社
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
大阪府羽曳野市野93番地
破産者　株式会社ｗｉｎ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７３３号
東京都港区赤坂１丁目９番15号
破産者　株式会社ミク・スペースプランニング
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９６号
東京都新宿区四谷２丁目14番４号
破産者　株式会社ＡＰコーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２４号
埼玉県越谷市大字南荻島3683番地３
破産者　有限会社エム・ワイ商事
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１号
東京都八王子市下恩方町308番地16
破産者　株式会社ホワイト電子産業
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６７２号
東京都八王子市泉町1250番地
破産者　堀上　功勝
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６２号
東京都多摩市鶴牧６丁目７番地の３ＭＩＤＰＯＩＮＴ025号室
破産者　福田　陽子
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８４号
東京都東村山市恩多町３丁目36番地28第１市川マンション302
破産者　高木　繭瀬
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８２９号
神奈川県鎌倉市御成町11―２
破産者　株式会社発展空間
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５号
神奈川県藤沢市西富469番地
破産者　有限会社エンドウエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
岐阜県美濃加茂市太田町後田1765番地の２
破産者　株式会社新市
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１８号
徳島県阿南市富岡町滝の下32番地10
破産者　株式会社ホンダオート阿南
1　決定年月日　平成28年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４１号
青森県弘前市大字城東１丁目９番地３　ヴェルディ城東101号
破産者　村上　勝義
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７６９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
破産者　我妻　伸二
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山５番地の336
破産者　我妻　豊美
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
山形県酒田市光ケ丘４丁目３番17号
破産者　北村　良哉
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部